

## 三島市公用自動車の広告に関する取扱要領

(目的)

**第1条** この要領は、市が管理する公用自動車（以下単に「車両」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の方法等)

**第2条** 車両への広告掲載の方法は、広告の内容を表示した特殊フィルムを用いてラッピングするものとし、車両本体に直接表示することはできない。

2 前項の特殊フィルムの材質は、広告掲載期間中における車体からのはく離又は広告撤去の際に車両の塗装のはく離を生じさせないものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

**第3条** 車両への広告掲載を依頼することができる者、広告の内容及び広告のデザインは、三島市広告掲載要綱(平成18年5月25日制定)及び三島市広告掲載基準(平成18年6月15日制定)の規定に準ずるもののほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 過度に鮮やかな模様、色彩等を使用し、又は蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡上のものその他これらに類するものを使用するもの
- (2) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの
- (3) 車両運行上の支障となるおそれがあるもの
- (4) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれがあるもの
- (5) 都市景観との調和を損なうおそれがあるもの
- (6) 周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫させるおそれがあるもの

2 市税の滞納がある者の広告は掲載しないものとする。

(対象車両及び位置)

**第4条** 広告掲載の対象となる車両は、別表のとおりとする。

2 広告掲載の位置は、車両の左右両側面とし、市長が指定する位置とする。

(広告の規格)

**第5条** 広告の規格は、車両の前部ドア又は後部ドアの一面以内とする。ただし、ドアの最低部から15cm以上の位置から窓の下までの範囲とする。

(掲載料金)

**第6条** 広告掲載の料金（以下「掲載料金」という。）は、1台につき年額54,000円とする。

(広告掲載の期間)

**第7条** 広告掲載の期間は、広告掲載の日から1年とする。ただし、再掲載を妨げない。

(広告の募集)

**第8条** 広告の募集は、広報みしま、市ホームページ等を使用して行うものとする。

(広告掲載の申込み)

**第9条** 車両への広告掲載を希望する者は、原則として掲載を希望する日の1月前までに、広告案を添えて三島市公用自動車広告掲載申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定）

**第10条** 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、三島市公用自動車広告掲載申込結果通知書（様式第2号）により当該希望者に通知するものとする。

2 広告掲載の募集期間を定めて募集し、広告掲載の希望が一の車両に重複した場合で、かつ、三島市広告掲載要綱第3条に規定する広告掲載の順位が同等と判断したときは、抽選により決定する。

（掲載料金の納付）

**第11条** 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載を開始する日の10日前までに、掲載料金を一括納付するものとする。

（広告掲載の停止）

**第12条** 市長は、業務上の支障その他特に必要があると認めるときは、広告主と協議の上、不可視の状態にすることができる。この場合において、掲載料金の還付その他の補償は、これを行わないものとする。

（広告掲載の作業及び費用負担）

**第13条** 広告の作成作業、車両への掲載作業、掲載期間内に破損等が生じた場合の修復作業、又は掲載期間が終了し、若しくは掲載の必要がなくなった場合の車両からの撤去作業については、広告主の責任において行い、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

2 広告掲載の位置に市のロゴ及びシールのある場合において、当該ロゴの移設及びシールの撤去作業は、広告主の責任において行い、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

3 広告の掲載、修復及び撤去作業の日程については、市と広告主で協議して決定するものとする。

4 広告の撤去作業等により車体塗装のはく離が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

5 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載の期間中に市の責において広告の破損等を生じた場合は、市が原状に復するものとする。ただし、市と広告主で協議して対応する場合はこの限りでない。

6 経年に起因する広告物の劣化については、市は責を負わない。

（広告主の責任）

**第14条** 広告主は、広告掲載の内容について責任を負い、速やかに苦情等の解決に当たらなければならない。なお、それに伴って発生した損害等については、広告主において解決するものとする。

(決定の取消し)

**第 15 条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すものとする。

(1) 広告の内容が第 3 条に規定する基準に該当しなくなったと認められるとき。

(2) 広告主が掲載料金の納付をしないとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、広告掲載の決定を取り消す必要があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、三島市公用自動車広告掲載取消通知書（様式第 3 号）により広告主に通知するものとする。

(掲載料金の還付)

**第 16 条** 既納の掲載料金は、還付しない。ただし、前条第 1 項第 3 号の規定により広告の掲載の決定を取り消したとき（その取消しの事由が広告主の責めに帰すべき事由によらないときに限る。）は、既納の掲載料金の額のうち市長が広告掲載の決定を取り消した日から掲載期間の末日までの期間（その期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。）に係る掲載料金に相当する額を還付する。

2 前項ただし書に規定する掲載料金の還付を受けようとする者は、三島市公用自動車広告掲載料金還付請求書（様式第 4 号）により市長に請求するものとする。

(広告掲載の取下げ)

**第 17 条** 広告主は、広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料金は返還しない。

(有益費等の請求権の放棄)

**第 18 条** 広告主は、広告掲載の期間が満了した場合、又は広告掲載の許可を取り消された場合において、当該広告掲載に投じた有益費、必要費等の費用について、市に対してその補償を請求することができない。

(委任)

**第 19 条** この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。